

山口県中部1市4町 合併協議会だより

第2号

平成16年11月1日
発行

- 第2回山口県中部1市4町合併協議会概要 P2~P4
- 一部事務組合等の調整内容 P5
- 第1回、第2回新市まちづくり施策検討小委員会 P6
- 財政状況 P7
- 合併協定項目と協議状況 P8



合併期日は、平成17年10月1日(土)に決定



第2回山口県央部1市4町合併協議会

平成16年9月30日(木)
徳地町町民体育館(徳地町)



【協議事項】

●「一部事務組合等の取扱い」について

ごみ処理、し尿処理、消防業務など、地方公共団体の一部の事務を他の市町村等と共同で処理することを目的とする一部事務組合、機関の共同設置、その他事務委託、土地開発公社の項目について、原案のとおり確認されました。
※調整内容については、P5をご覧ください。

【報告事項】

●第1回及び第2回新市まちづくり施策検討小委員会報告について

第1回小委員会を9月15日(水)、第2回小委員会を9月21日(火)に開催し、その協議内容について報告しました。

※協議内容については、P6をご覧ください。



◆一部事務組合

市町村等がその事務の一部を処理するために、2つ以上の市町村等が、共同して設置する組合のことです。特別地方公共団体と呼ばれます。構成する市町村等とは別個の法人格をもち、独自の議会と管理者を置き、設立に当たっては、構成団体の議会の議決が必要です。

◆機関の共同設置

市町村等が、共同して委員会、委員、付属機関などを設けることです。一部事務組合とは異なり、法人格はありませんが、設置には、構成団体の議会の議決が必要です。

◆土地開発公社

公共用地の計画的な拡大を図り、秩序ある整備を推進することを目的とした「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設立された団体で、公共用地の先行取得や、造成及び処分を行う特別法人です。



【継続協議事項】

●「合併の期日」について

合併の期日については、合併特例法に定める合併期限(経過措置を含む)、合併手続等の期間、住民生活への影響、公的行事、首長・議会議員の任期等を考慮して、設定する必要があります。

構成団体の合併議決から合併までの期間については、電算システムの統合等にかかる準備期間が12か月程度必要とされること、新市長選挙の時期、新年度予算編成、切替移行作業等を総合的に判断し、『平成17年10月1日』『平成17年10月11日』『平成18年1月1日』のいずれかとし、継続協議となりました。

新市の新年度予算に新市長の考えを反映させて通年予算編成することができ、また、電算業務等の合併準備事務についても対応できることから、平成17年10月1日とする原案のとおり確認されました。





◇委員の意見等

- ・電算システムの構築、テスト期間、その他調整期間を考慮し、より一層確実なものとするため万全の態勢で合併できるよう「平成18年1月1日」がいいのではないかと。
- ・通年予算が望ましいが、新たな市となるので、暫定予算もやむを得ないのではないかと。
- ・イメージ的に、また合併の期日を認知できる有効な日程としては、「平成18年1月1日」がよい。
- ・10月1日で、住民に迷惑がからぬよう、間に合うようにしてほしい。
- ・電算が確実に間に合うのであれば、延ばす理由はない。4年に1回、常に暫定予算となるのはいかなるものか。

◆ 合併期日ごとの状況

期日	平成17年10月1日 (土)	平成17年10月11日 (火)	平成18年1月1日 (日・祝)
具体的検討項目			
合併準備期間	期間は9か月～10か月程度		期間は12か月～13か月程度
通常業務量	通常期		
新市長選挙の時期	合併後～ 平成17年11月中旬	合併後～ 平成17年11月下旬	合併後～ 平成18年2月中旬
新年度予算編成 (平成18年度予算)	通年予算として編成し、新市長の政策判断、新市建設計画を踏まえた政策協議の期間が確保できる		通年予算として編成する場合、新市長の政策判断等を加えた政策協議の期間が短い



● 「新市建設計画」について

「新県都のまちづくり計画(案)」については、原案のとおり確認されました。

今後、各市町で行われる住民説明会での計画に対するご意見を踏まえ、小委員会での協議の後、合併特例法に基づく県との正式協議をし、最終的な「新県都のまちづくり計画(新市建設計画)」を第3回協議会で確認するスケジュールとなります。

◇委員の意見等

- Q 県内外の交流を促進する拠点施設の整備として、事業主体が新市、山口県、民間と掲載されているが、県の考え方を聞かせてほしい。
- A 県勢全体の振興にかかわるものであり、県としても事業主体の一員として参画をし、新市と十分連携をしていきながら取り組んでいく。
- Q 合併特例債が有利な起債であることは認識しているが、金額充当するのか。
- A 現時点では、全額、新しく事業に充当することは不可能。448億円の合併特例債のうち211億円を通常事業に振り替えることで、財政維持は可能と推計している。



●「議会議員の定数及び任期の取扱い」について

調整案（試案）

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号（在任特例）の規定を適用する。
- (2) 右記の規定により、合併後7か月間、引き続き新市の議員として在任する。
- (3) 在任特例適用後の定数については、34人とする。
- (4) 選挙区設定については、合併時までに調整する。

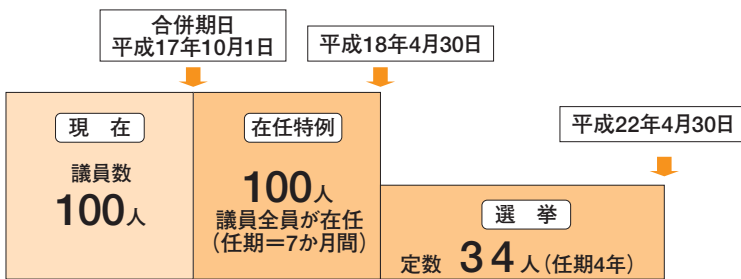
在任特例適用後の最初の選挙において、「周辺地域の議員が激減し、住民の声が行政に届きにくくなる恐れがあり、旧市町を区域とする選挙区を設定したほうがよいという意見」、「選挙区を設定した場合、新市の一体感が阻害されるという意見」の双方があり、11月末を目途に調整することとし、「選挙区設定については、合併時までに速やかに調整する」と修正し、確認されました。

なお、合併期日が平成17年10月1日で確認されましたので、平成18年4月末までの在任となります。

【次回協議日程】

次回の第3回協議会は、11月下旬の開催予定です。

議会議員の定数と任期

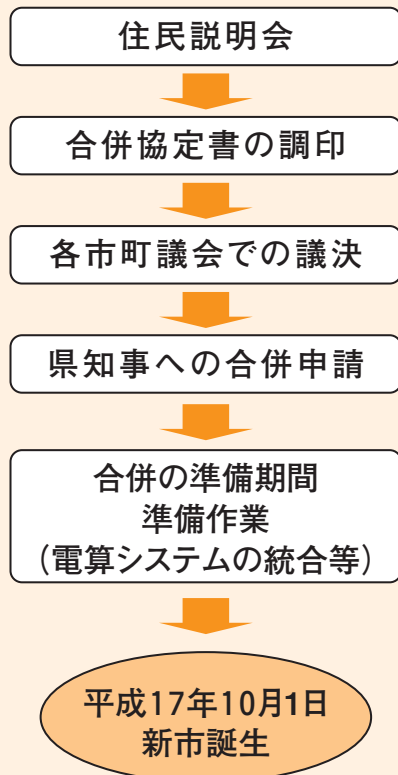


現在の議員数・任期

市町名	人口	議員数	任期
山口市	140,447人	30人	H19. 4.29
小郡町	23,107人	22人	H19.10.31
秋穂町	7,941人	16人	H20. 7.11
阿知須町	8,823人	16人	H18. 9.19
徳地町	8,375人	16人	H19. 4.30
合計	188,693人	100人	

※人口は平成12年国勢調査

今後のスケジュール



- ・各市町で新市建設計画、事務事業の調整内容等の説明会を開催します。
- ・合併協定書は、合併協議会で行われた協議の内容を確認するものです。
- ・各市町議会それぞれで、合併についての議決を行います。
- ・県知事は、県議会の議決を経て、合併の決定を行い、総務大臣に届け出ます。
- ・総務大臣は、官報に告示を行い、国の各行政機関に通知を行います。

一部事務組合等の調整内容

項目 番号	組合・機関・事務の名称	事務の内容	現 況						調 整 方 針
			山 口 市	小 郡 町	秋 穂 町	阿 知 須 町	徳 地 町	そ の 他	
14	一部事務組合								
	山口・防府地区広域事務組合	地域開発計画	○	○	○		○	防府市 美東町 秋芳町 阿東町	合併の日に新市と関係の一部事務組合を構成するその他の市町村等で当該組合を構成する。
	養護老人ホーム秋楽園組合	老人ホームの維持管理業務	○	○	○	○	○	美東町 秋芳町	
	山口市・秋穂町水道企業団	水道供給事業	○		○				1市4町のみが構成団体となっている一部事務組合は消滅するため、新市で事務、財産及び債務を引き継ぐ。また、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。
	山口・小郡地域広域水道企業団	水道用水供給事業	○	○	○	○			
	山口県中部環境施設組合	じん芥、し尿処理事業、火葬事業	○	○	○			阿東町	合併の日の前日をもって一部事務組合を解散し、新市において事務を行う。また、財産及び債務は協議のうえ新市に引き継ぎ、一般職の職員は、新市の職員として身分を引き継ぐ。
	山口地域消防組合	火災予防、消防活動	○	○				阿東町	
	宇部・阿知須公共下水道組合	公共下水道				○		宇部市	合併の日に新市と宇部市で当該組合を構成する。
	山口県市町村職員退職手当組合	常勤職員の退職手当の支給		○	○	○	○	全町村組合	
	山口県市町村消防団員補償等組合	非常勤消防団員の損害補償		○	○	○	○	全町村3市組合	合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退し、新市において事務を行う。ただし、今後の県内の市町村の動向を踏まえ、調整を図る。
	山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合	非常勤職員の公務災害補償		○	○	○	○	全町村組合	
	山口県市町村災害基金組合	市町村災害基金の管理運営	○	○	○	○	○	全市町村	合併の日に新市と関係の一部事務組合を構成するその他の市町村等(県内全市町村)で、当該組合を構成する。
	山口県自治会館管理組合	山口県自治会館の管理		○	○	○	○	全町村	合併の日の前日をもって関係の一部事務組合から脱退する。ただし、県内の市町村の動向等を踏まえ、調整を図る。
	機関の共同設置								
山口県市町村公平委員会	公平委員会の事務		○	○	○	○	柳井市 美祢市 長門市 全町村組合	合併の日の前日をもって共同設置から脱退し、新市において事務を行う。ただし、今後の県内の市町村の動向等を踏まえ、調整を図る。	
山口市等公平委員会		○					中部環境 地域消防 広域組合	合併の日の前日をもって共同設置を廃止し、新市において、新市と山口・防府地区広域事務組合で公平委員会を共同設置する。	
阿知須・秋穂介護認定審査会	介護認定審査の事務			○	○			合併の日の前日をもって共同設置を廃止し、新市において、事務を行う。	
事務委託									
ごみ処理に関する事務	一般廃棄物の処理に関する事務	委託者	阿知須町	受託者	宇部市			阿知須町及び徳地町のごみ処理に関する事務については、事務委託を当分の間継続する。	
		委託者	徳地町	受託者	防府市				
し尿処理に関する事務	し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務	委託者	徳地町	受託者	防府市			徳地町のし尿に関する事務については、事務委託を当分の間継続する。	
消防業務に関する事務	消防事務(消防団に関する事務等を除く)	委託者	阿知須町	受託者	宇部市			阿知須町、秋穂町及び徳地町の消防業務に関する事務については、事務委託を当分の間継続する。	
		委託者	秋穂町	受託者	防府市				
		委託者	徳地町	受託者	防府市				
土地開発公社									
土地開発公社	公有地取得、土地造成、保有地処分・管理業務	○	○			○		1市2町の土地開発公社のうち、1土地開発公社を新市の土地開発公社とする。他の2土地開発公社は、残る1土地開発公社に財産を譲渡し、合併の前日までに解散する。	

※ ○は加入を示す。

第1回新市まちづくり施策検討小委員会

平成16年9月15日(水)
山口市役所第10、11会議室

【協議事項】

委員長に小郡町の澤田委員、副委員長に山口市の渡辺委員を選出しました。

新市建設計画スケジュール(案)、新県都のまちづくり計画(案)、財政シミュレーションについて事務局から説明があり、質疑応答、協議が行われました。

スケジュールについては、小委員会、協議会で計画(案)の協議・確認、住民説明会を経て、11月中旬に小委員会を開催し、同下旬の第3回協議会で決定を行うことで確認されました。

計画(案)については、基本的には、2市4町での計画を踏まえるとともに、1市3町での計画を尊重し、「新県都のまちづくり計画」とし、30万人中核都市を形成することを第1目標にして、未来を拓く新たな県都をつくりあげていく計画であるとの思いが込められています。

計画(案)の構成については、第1章「序論」、第2章「新市の概況」、第3章「まちづくりの基本方針」、第4章「未来を拓くプロジェクト」、第5章「まちづくり施策」、第6章「公共的施設の適正配置と整備」、第7章「財政計画」となっています。



小委員会では、計画(案)及び財政計画を作成するにあたっての検討資料となる「財政シミュレーション」の内容をあらゆる角度から協議・検討され、出された意見等を、企画部会・事務局で再度検討し、それについて第2回に資料を提出し、とりまとめの協議をすることになりました。

次回は、9月21日(火) 小郡町役場で開催することになりました。

第2回新市まちづくり施策検討小委員会

平成16年9月21日(火)
小郡町役場第1会議室

【協議事項】

新県都のまちづくり計画(案)について、前回、小委員会でも出された意見等を企画部会・事務局で再度検討・修正した資料について協議が行われ、原案のとおり確認されました。

これにより新県都のまちづくり計画(案)については、第2回協議会に提案されることになりました。

なお、今後、各市町の住民説明会で新市建設計画に対する住民から意見を伺い、第3回小委員会を開催し、計画の最終協議を行うこととなります。その後、小委員会で最終確認した計画をもとに、合併特例法に基づいて県との正式協議に入ることになります。

次回は、11月中旬以降に開催予定となりました。

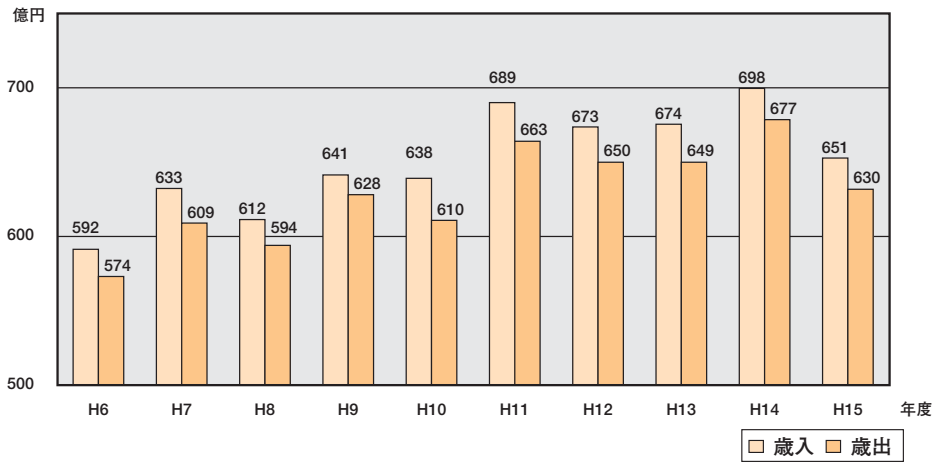


(7)

財政状況

1市4町(合算)の歳入歳出、地方債、基金の過去10年間(平成6)平成15年度)における推移について、お知らせします。

◆ 歳入歳出の推移

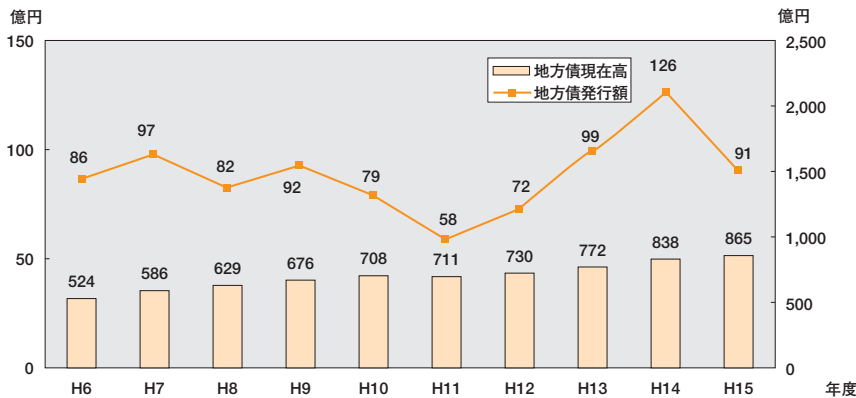


1市4町普通会計決算額の推移

(単位:億円)

	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
歳入	592	633	612	641	638	689	673	674	698	651
歳出	574	609	594	628	610	663	650	649	677	630

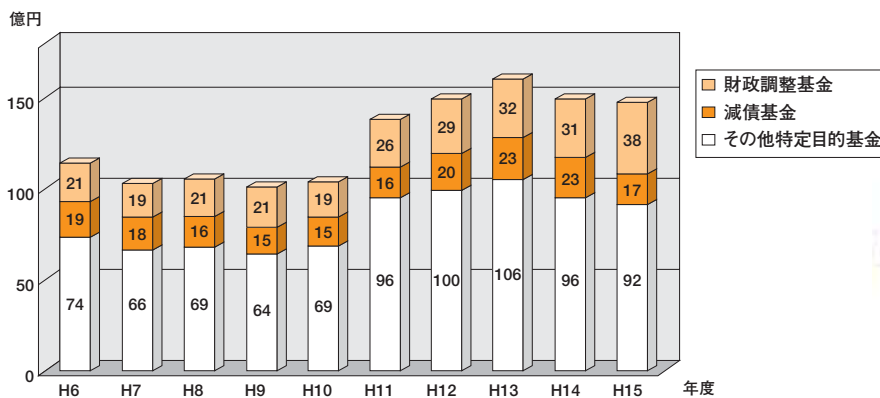
◆ 地方債現在高と発行額の推移



地方債…地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるもので、いわゆる借金です。



◆ 基金現在高の推移



財政調整基金…各年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金
減債基金………公債費の償還を計画的に行うために積み立てる基金
その他特定目的基金…特定の目的のために積み立てる基金



●合併協定項目と協議状況

【平成16年9月30日（第2回山口県中部1市4町合併協議会開催）現在】

番号	協 定 項 目	提 案	確 認
1	合併の方式	第1回 9/11	第1回 9/11
2	合併の期日	第1回 9/11	第2回 9/30
3	新市の名称	第1回 9/11	第1回 9/11
4	新市の事務所の位置	第1回 9/11	第1回 9/11
5	財産及び公の施設の取扱い	第1回 9/11	第1回 9/11
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	第1回 9/11	第2回 9/30
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第1回 9/11	第1回 9/11
8	地方税の取扱い	第1回 9/11	第1回 9/11
9	一般職の職員の身分の取扱い	第1回 9/11	第1回 9/11
10	地域審議会等の取扱い	第1回 9/11	第1回 9/11
11	特別職の職員の身分の取扱い	第1回 9/11	第1回 9/11
12	条例、規則等の取扱い	第1回 9/11	第1回 9/11
13	行政組織及び機構の取扱い	第1回 9/11	第1回 9/11
14	一部事務組合等の取扱い	第2回 9/30	第2回 9/30
15	使用料、手数料等の取扱い	第1回 9/11	第1回 9/11
16	公共的団体等の取扱い	第1回 9/11	第1回 9/11
17	補助金、交付金等の取扱い	第1回 9/11	第1回 9/11
18	町名・字名の取扱い	第1回 9/11	第1回 9/11
19	慣行の取扱い	第1回 9/11	第1回 9/11
20	国民健康保険事業の取扱い	第1回 9/11	第1回 9/11
21	介護保険事業の取扱い	第1回 9/11	第1回 9/11

番号	協 定 項 目	提 案	確 認
22	各種事務事業の取扱い		
	(1)総務関係	第1回 9/11	第1回 9/11
	(2)電算システム事業	第1回 9/11	第1回 9/11
	(3)広報広聴事業	第1回 9/11	第1回 9/11
	(4)消防防災事業	第1回 9/11	第1回 9/11
	(5)高齢者福祉事業	第1回 9/11	第1回 9/11
	(6)障害者福祉事業	第1回 9/11	第1回 9/11
	(7)児童福祉事業	第1回 9/11	第1回 9/11
	(8)その他の社会福祉事業	第1回 9/11	第1回 9/11
	(9)保健・医療事業	第1回 9/11	第1回 9/11
	(10)生活環境事業	第1回 9/11	第1回 9/11
	(11)農林水産事業	第1回 9/11	第1回 9/11
	(12)商工・観光事業	第1回 9/11	第1回 9/11
	(13)都市計画事業	第1回 9/11	第1回 9/11
	(14)建設事業	第1回 9/11	第1回 9/11
	(15)下水道事業	第1回 9/11	第1回 9/11
	(16)水道事業	第1回 9/11	第1回 9/11
	(17)学校教育事業	第1回 9/11	第1回 9/11
	(18)社会教育事業	第1回 9/11	第1回 9/11
	(19)コミュニティ施策	第1回 9/11	第1回 9/11
	(20)その他事業	第1回 9/11	第1回 9/11
23	新市建設計画	第2回 9/30	

各市町の合併担当窓口

山口市企画経営課中核都市推進室

TEL 083-934-2747

FAX 083-934-2642

E-mail: kikaku@city.yamaguchi.yamaguchi.jp

小郡町まちづくり推進課

TEL 083-973-2414

FAX 083-973-4892

E-mail: mati@town-ogori.jp

秋穂町企画課

TEL 083-984-8026

FAX 083-984-5299

E-mail: kikaku@aiocho.jp

阿知須町企画課

TEL 0836-65-4111

FAX 0836-65-4116

E-mail: kikaku@ajisu.com

徳地町企画財政課合併推進室

TEL 0835-52-1119

FAX 0835-52-1470

E-mail: gappei@town.tokuji.yamaguchi.jp

合併協議会、小委員会の協議内容等をご覧ください。

会議資料と会議録は、合併協議会事務局及び各市町の役所、役場などで閲覧できます。

詳しくは、合併協議会事務局あるいは各市町の合併担当窓口までお問い合わせください。

また、下記のアドレスからご覧いただけます。

<http://www.kenou.jp/>

編集・発行 山口県中部1市4町合併協議会

〒753-0070 山口市白石一丁目2番7号

TEL 083-934-6214

FAX 083-922-8520

E-mail: info@kenou.jp

